

相続人と法定相続分

POINT

- ①相続人の範囲と法定相続分は民法に定められています。
- ②配偶者は常に相続人になります。
- ③配偶者以外の相続人は①子、②直系尊属、③兄弟姉妹と順番が決められています。

1 相続人の範囲と法定相続分

相続人の範囲と法定相続分は民法により定められています。配偶者は常に相続人になります。配偶者以外の相続人の順位と法定相続分は次のとおりです。

	家族の状況	相続人	法定相続分	代襲相続
第一順位	子ども等（子どもや孫等の直系卑属）がいる場合	配偶者	1/2	—
		子	1/2	孫、ひ孫等
第二順位	子ども等はいないが親等（父母や祖父母等の直系尊属）がいる場合	配偶者	2/3	—
		直系尊属	1/3	—
第三順位	子ども等も親等もない場合	配偶者	3/4	—
		兄弟姉妹	1/4	甥、姪まで

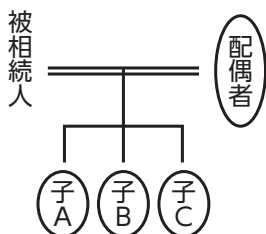
なお、相続人が存在しない場合には、一定の手続により特別縁故者への財産分与を経て、残余財産は国庫帰属となります。

①子ども等（子どもや孫等の直系卑属）がいる場合

子どもがいる場合には、子どもは第一順位で相続人になります。

配偶者と子どもが相続人である場合の法定相続分は、配偶者が2分の1、子どもが2分の1（子どもが2人以上いるときは2分の1を均等按分）です。

なお、養子は相続人として実子同様に扱われますので、通常の子どもの同じ法定相続分です。



法定相続分

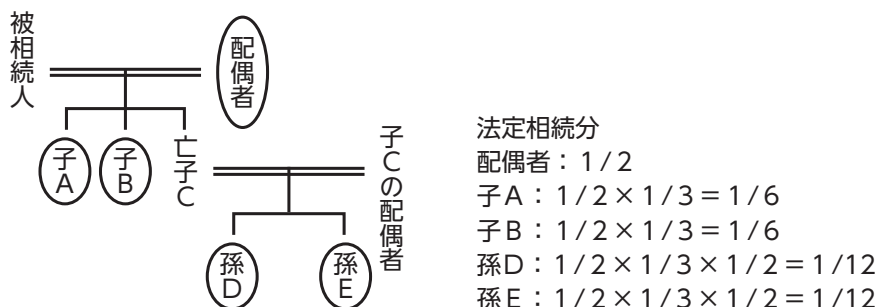
配偶者：1/2

子A： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

子B： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

子C： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

被相続人が亡くなる前にその子どもが死亡している場合には、孫が相続人になります。孫も既に死亡している場合にはひ孫が相続人となり、下の世代へ代襲していきます。これを代襲相続といいます。



※上図では、亡子Cの法定相続分(6分の1)を代襲相続人である孫D・Eが均等按分します。同順位の相続人が複数いるときは、法定相続分はそれぞれ均等になります。

②子ども等はいないが親等(父母や祖父母等の直系尊属)がいる場合

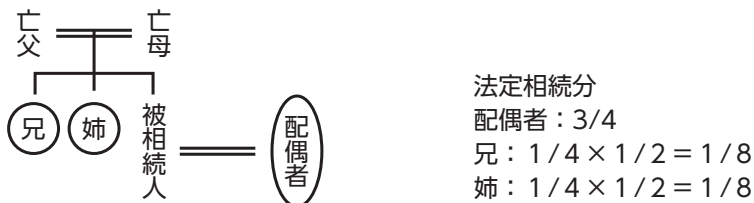
子ども等はいないが親等(父母や祖父母等の直系尊属)がいる場合には、第二順位の直系尊属である親等が相続人となります。父母がいるときは父母が、父母ともに死亡しているときは祖父母が相続人になります。配偶者と親等が相続人の場合の法定相続分は、配偶者が3分の2、親等が3分の1(両親とも健在のときは3分の1を均等按分)です。



③子ども等も親等もない場合

子ども等も親等もない場合には、第三順位の兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が死亡している場合は甥や姪が相続人になります。なお、甥や姪が死亡しているときは甥や姪の子どもは相続人になりません。

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合の法定相続分は、配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1(兄弟姉妹が2人以上いるときは4分の1を均等按分)です。



〈ケーススタディ〉 一次相続・二次相続における相続人の範囲と法定相続分

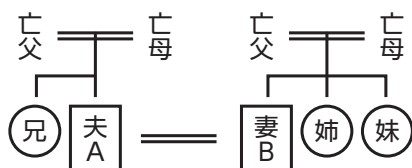
夫婦のうち最初の相続を一次相続、その後の配偶者の相続を二次相続といいます。

夫婦の相続発生の際により相続人の範囲と法定相続分が異なることがあるため、法定相続分どおりに分けると、財産の流れ(引き継ぎ方)は大きく異なる場合があります。

次の2つのケースを紹介します。

(1) 兄弟姉妹が相続人になる場合の相続人の範囲と法定相続分

親族関係図



① 夫Aが一次相続、妻Bが二次相続の場合

一次相続・妻B: $3/4$ 、夫Aの兄: $1/4$

二次相続・妻Bの姉: $1/2$ 、妻Bの妹: $1/2$

※ 夫Aの兄は二次相続(妻Bが相続した夫Aの財産含む)の相続権なし

② 妻Bが一次相続、夫Aが二次相続の場合

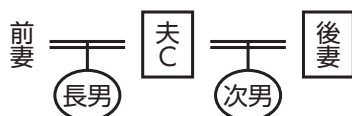
一次相続・夫A: $3/4$ 、妻Bの姉: $1/4 \times 1/2 = 1/8$ 、妻Bの妹: $1/4 \times 1/2 = 1/8$

二次相続・夫Aの兄のみ: 全部

※ 妻Bの姉と妹は二次相続(夫Aが相続した妻Bの財産含む)の相続権なし

(2) 前妻と後妻のそれぞれの間に子がいる場合の相続人の範囲と法定相続分

親族関係図



① 夫Cが一次相続、後妻が二次相続の場合

一次相続・後妻: $1/2$ 、長男: $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、次男: $1/2 \times 1/2 = 1/4$

二次相続・次男のみ ※ 長男は二次相続(後妻が相続した夫Cの財産含む)の相続権なし

② 後妻が一次相続、夫Cが二次相続の場合

一次相続・夫C: $1/2$ 、次男: $1/2$

二次相続・長男: $1/2$ 、次男: $1/2$

2 遺産分割と法定相続分

法定相続分どおりに遺産分割しなければいけないという取り決めはありません。どのような遺産分割を行うかは、相続人全員の合意の下、決めることができます。

コラム column

遺留分

1 遺留分の制度趣旨

遺言の内容は、遺言を遺す本人が自由に決めることができます。したがって、相続人のうちの1人だけに全ての財産を相続させるという遺言や、相続人以外の人に全ての財産を相続させるという遺言も可能です。しかし、それでは排除された相続人にとって不利益な事態となってしまいます。そこで、被相続人の財産処分の自由と相続人の保護との調和のため、相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保するという制度が民法で定められています。この割合を「遺留分」といいます。

2 遺留分を持つ対象者

遺留分を持つのは、配偶者、子ども（その代襲者を含む）、親等（直系尊属）である相続人であり、兄弟姉妹に遺留分は与えられていません。

3 法定相続分と遺留分

法定相続分と遺留分は次のとおりです。

順位	相続人	配偶者		配偶者以外（※）	
		法定相続分	遺留分	法定相続分	遺留分
1	配偶者および子	1/2	$1/2 \times 1/2$	1/2	$1/2 \times 1/2$
	子のみ			全額	1/2
2	配偶者および直系尊属	2/3	$2/3 \times 1/2$	1/3	$1/3 \times 1/2$
	直系尊属のみ			全額	1/3
3	配偶者および兄弟姉妹	3/4	1/2	1/4	なし
	兄弟姉妹のみ			全額	なし
その他	配偶者のみ	全額	1/2		

※配偶者以外の者が複数いる場合には人数に応じて按分します。

4 遺留分の請求方法（遺留分侵害額請求）

自分の遺留分を侵害する遺言に関しては、受遺者や受贈者に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを主張できます。これを「遺留分侵害額請求」といいます。特に決まりはありませんが、一般的には内容証明郵便によって請求します。相手が遺留分侵害額請求に応じない場合には、家庭裁判所に調停（話し合い）の申し立てができます。遺留分侵害額請求ができる期間は、相続開始および遺留分を侵害している遺贈・贈与があることを知ったときから1年、または相続開始から10年となります。

FAQ

孫養子が代襲相続人である場合

Q

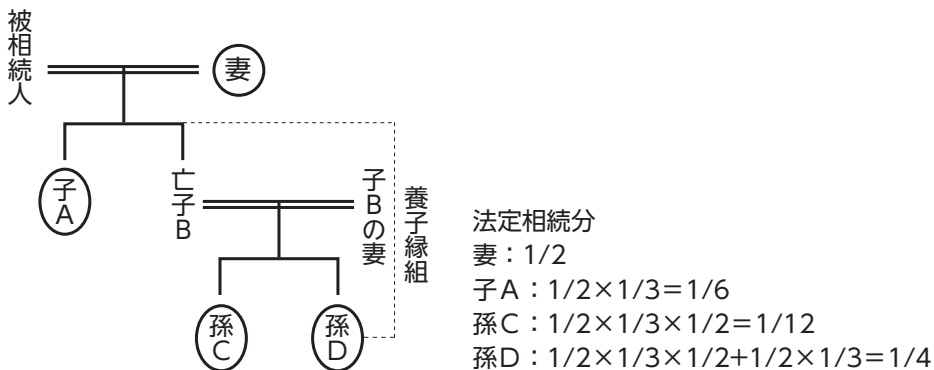
孫が養子になっています。一方で、子どもが既に亡くなっているため、その孫は代襲相続人でもあります。この場合に、孫の相続分はどのようになりますか？

A

・孫の相続分は、「養子」としての相続分と「代襲相続人」としての相続分を合計した相続分となります。

1 相続分

孫は「養子」と「代襲相続人」の両方の権利を持つため、相続分は、「養子」としての相続分と「代襲相続人」としての相続分を合計した相続分となります。



孫Dの相続分は、次の①と②を合計した $1/4$ になります。

①既に死亡している子Bの代襲相続人としての相続分：

$$1/2 \times 1/3 \times 1/2 = 1/12$$

②被相続人の養子としての相続分： $1/2 \times 1/3 = 1/6$

2 相続税計算上の法定相続人の数

代襲相続人であり、かつ、被相続人の養子となっている者については、相続税計算上の「法定相続人の数」において、その者は実子1人として扱います。そのため、養子の数の制限 **P.247** には影響しません。

